

令和7年度 部活動規定

京都市立神川中学校
生徒指導部 部活動係

I. 活動目的

- ① 生徒の特性や個性を伸ばし、より豊かな人格形成の場とする。
- ② 生徒の興味・関心を元に、自主的な活動集団としての力量を高める。
- ③ 将来に向け、文化やスポーツの担い手としての基礎的な知識や技能を高める。

2. 部活動顧問

- ① 各部(同好会も含む)は、顧問が1名以上必ずつく。
- ② 各部の顧問は、部活動の積極的な運営・指導を行う。(技術指導が困難な場合でも、生徒指導上や部活動運営上の指導を行うものとする。)
- ③ 部活動顧問会は、年度当初に開くものとする。また、緊急の審議が必要となった場合、日程を考えた上で部活動顧問会を開くことができる。

3. 部の設置

- ① 部は次の要件を満たした時に活動ができる。
 - A 顧問となる教員がいる。
 - B 活動の場が確保されている。
 - C 積極的に活動しようとする生徒がいる。
- ② 年度当初、新たに部を設置しようとする時には、3-①のA、Bの要件を満たした上で部の開設について知らせ、3-①のCの要件がある程度満たされた場合(全校生徒の約1%を目安)に同好会として発足し、活動を開始できる。
※ただし、発足の決定に関しては条件や環境などを総合的に判断して決定していくこととする。
- ③ 同好会が実績を積んだ場合(原則として1年)、部活動顧問会の承認を得て、部として認める。
- ④ 同好会が本校の代表として、公式戦・コンクール・発表会などへの参加は積極的に認めていく。

4. 部の停止・休部・廃部

- ① 廃部、または休部の基準(下記のいづれかを満たした場合)

I 部員数が単独チームとして大会出場規定(中体連)に満たなくなった場合
個人種目として参加できる部活動は団体戦の出場規定に満たなくなった場合
II 全校生徒数の0.5%の部員数に満たなくなった場合 (例:950名の場合、4名)
III 生徒数が減少し顧問の数が確保できなくなった場合
IV 中体連の大会にクラブチームとしての出場が可能となった部活動
※ I、IIの部員数は3年生引退時点での部員数とする

以上の基準に当てはまる部活動に関しては廃部、または休部の手続きを進め、原則次年度から新入部員の募集を行わないこととする。また、加入している部活動員に関しては3年生で引退するまでは活動を継続する。

※個人種目で中体連主催の大会に参加する場合は保護者を監督として申請し出場可能

- ② 各部(同好会顧問も含む)の顧問は次の場合、部の活動を一時的に停止する権限を持つ。
 - A 部活動規定の違反を繰り返した時。
 - B 部内で大きな問題が生じた時。
 - C 顧問が必要と認めた時。
- ③ 年度当初、顧問が不在となった部は、その活動を次の顧問が決定するまで停止する。
- ④ 休部の部活動については、部活動顧問会で審議し、廃部が決定されれば、次年度から部員募集は行わない。
- ⑤ 令和8年度の部活動に関しては、令和7年度に検討する。

5. 部員の入退部

・入部について

- ① 新2・3年生で既入部の生徒については年度当初に保護者・担任の許可をもらい入部届を顧問に提出する。
(毎年提出。)また、入部届を出さない既入部の生徒は退部したものとする。
- ② 新1年生、新2・3年生で未入部の生徒については、部紹介の後、一定の仮入部期間を経て保護者・担任の許可をもらい入部届を提出する。
- ③ 年度途中の入部については保護者・担任と顧問の許可をもらい入部届を提出し入部することができる。

・退部について

- ① 保護者・担任と顧問の許可を得た上で退部届を提出する。

6. 部の活動停止日

- ① 部の活動停止日は次の通りとする。
 - A 入学式・卒業式の前日及び当日。
 - B 校外学習日。(チャレンジ神川を含む)。
 - C 宿泊を伴う校外学習日の前日及び当日。
 - D 学校祭の前日及び当日。
 - E 定期テスト1週間前より最終日までのテスト期間中。
 - F 職員研修・会議等で学校で定めた日(毎週水曜日)
- ② 公式戦及びコンクール・発表会が6-①の日と重なるときは、顧問の直接指導のもと時間・人数などを配慮し、活動を認める。特にテスト前の活動時間は、公式戦の試合前の2日間については、安全面の配慮により活動を認める。ただし、平日1時間程度、土日2時間までとする。
活動する場合は事前に全体へ連絡し周知する。

7. 平日の活動について

・放課後の活動について

- ① 活動時間(2時間程度とする)
 - A 冬時間…午後4時30分終了/午後4時45分完全下校
 - B 夏時間…午後4時45分終了/午後4時55分完全下校
 - C 始業式など昼食がない日…午後3時45分終了/午後4時00分完全下校

※A→B、B→Aの移行については状況に応じて係から全体へ連絡し周知する。

※公式戦前の部活動延長については実施しない。(令和6年度より)
- ② 原則水曜日を学校統一の部活動の休養日とする。
- ③ 更衣は指定された場所で行い、荷物の管理に十分注意する。
- ④ 完全下校時刻を厳守し、できるだけ全教師で指導に当たる。(下校指導)
- ⑤ 朝練については実施しない。(令和6年度より)

8.休日(土・日・祝日)・長期休業中の活動について

① 活動時間

- A 冬時間…8時30分～午後4時45分(8時以降登校)
- B 夏時間…8時30分～午後4時55分(8時30分以降登校)

※顧問が不在の時は活動場所等の鍵は貸し出さない。※夏期間のみ開始時刻を早めることを顧問と係で検討可。

② 休日の活動時間は実働3時間程度とする。

③ 土日のどちらかで休養日を1日設定する。(顧問も準じる)

④ 土曜日に公式戦の場合は日曜日を休養日、日曜日が公式戦または土日の両日が公式戦の場合は月曜日を休養日とする。公式戦とは、中体連及びそれに準ずる大会(協会主催)であり、カップ戦などは含まない。

⑤ 校外で活動する場合は校外活動届を提出する。(宿泊を伴わない活動:1週間前、宿泊を伴う活動:2週間前まで)

⑥ 鍵の管理を確実にし、戸締り・清掃をしっかりやる。

⑦ 校舎への立ち入りは、各部の顧問が指定した教室のみとする。

⑧ 練習前には健康観察を行う。

9.宿泊を伴う活動

- ① 宿泊を伴う活動は原則、春期、夏期及び冬期休業中とする。期間外に実施する場合は事前に管理職・係に相談すること。
- ② 各部の宿泊を伴う活動は、事前に教職員・部員・部員の保護者に了解を得ることとし、校外活動届を2週間前までに市教委に提出すること。
- ③ 水泳部以外で水泳を伴う宿泊の活動は認めない。
- ④ 指導体制・安全面の確保のため引率教員は複数とする。(他校と行う場合は1名でも良い)
- ⑤ 費用面で保護者負担が大きくならないように計画をする。

10.部活動保護者会

- ① 各部は必要に応じて部活動保護者会を開く。
- ② 部活動の運営に必要な経費として部費を徴収する場合は、あらかじめ保護者会等で説明し、理解を得てから徴収する。また事前に学校長へ保護者向けのプリントを提出する。尚、年度末には決算報告を配布すること。

11.予算

- ① 予算は、各部活動顧問からの要求に対し、事務室から予算配分を受ける。
- ② 予算を執行する場合は、顧問が物品購入依頼書を提出する。

12.その他

- ① 平日・休日・休業中のいずれも原則顧問が現場指導に当たる。
- ② 週2回の休養日をしっかり守ること。
- ③ 翌月の活動計画を月末に管理職に必ず提出し、保護者にも十分周知すること。
- ④ 活動の服装は、それぞれの活動に適したものとする。
- ⑤ 校外のランニングに関しては、原則認めない。校舎内の階段や廊下を使用することは認める。但し、安全に十分に注意させること。
- ⑥ 光化学スモッグが発令された場合は、外での活動を停止し、顧問が指示をする。
- ⑦ 夏季の活動中は熱中症対策として、塩分タブレットやスポーツドリンクを補給しても良い。
- ⑧ 雷が発生した場合は、速やかに生徒を屋内に避難させ、係・管理職で判断し、放送で指示をする。

- ⑨ 活動の場所の調整は各顧問を中心に行う。ただし、不都合が生じた場合は係が中心となり行う。
- ⑩ 活動場所は各クラブで責任を持って清掃活動などを行い、常に整備・整頓された状態にしておく。
その際、掃除道具を使用したら、もとの場所に片づけること。
- ⑪ 本校にない部活動引率については、引率顧問が話合いを持ち、引率すること。ただし、部活動の種目によっては保護者に引率を任せることになってもよい。
- ⑫ 規定を守れない部については、係より注意および警告を行うが、改善が見られない場合は休部や廃部の措置をとることもある。
- ⑬ 休日の活動中に顧問が緊急だと判断した場合は救急車を呼び対応する。また、その状況を管理職に必ず報告する。
- ⑭ 登校後の飲食店の出入りや飲食、買出しは禁止とする。(休日も)
- ⑮ 文化系部活動においてチーム顧問制とする。

土日の部活動が基本的になく、週に2日程度の活動日であるため交互で活動するなどし、教職員3名で2つの部活を担当する

・実施する部活動 【家庭科部+ガーデニング部】 【科学部+コンピュータ部】 ※名称等はそのまで活動予定